

指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン

平成15年9月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設された。指定管理者制度は、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」とは異なり、民間事業者を含む幅広い法人や団体の中から指定管理者を指定して公の施設の管理を行わせるもので、様々な能力を活用しながら、多様化する住民ニーズに応え、施設の効果的・効率的運営を目指すことを目的としている。

また、制度を活用する効果として、住民サービスの一層の向上や行政経費の節減が図られることに加え、地域の活性化や雇用の確保等に繋がることなどが挙げられる。

このガイドラインは、こうした指定管理者制度の趣旨を踏まえた上で、本県が設置する公の施設について、指定管理者制度の円滑な導入及び指定管理者による施設の適切な管理に資するため、その事務手続きを進めるに当たっての基本的な考え方をまとめたものである。

1 指定管理者の選定から協定締結までの手続き

(1) 公募の原則

- ・指定管理者の候補者は、原則として公募すること。

(2) 管理経費の設定

① 管理経費の見積り

- ・財政課と協議の上、最も効果的かつ効率的な運営が可能となるような施設管理に要する経費（以下「管理経費」という。）の設定に努めること。
- ・管理経費の積算に当たっては、指定管理者の有するノウハウが有効に発揮され、サービス水準の質的向上が図られるよう、十分に留意すること。

② 債務負担行為の設定

- ・県から管理経費の支出を予定している場合は、公募の時点で予算上の手続きを経ておく必要があることから、指定期間の単年度又は複数年度にかかわらず、債務負担行為の設定を行うこと。

※ 債務負担行為を設定する期間：公募する年度＋指定期間となる年度

③ 予算の歳出節

- ・管理経費の予算の歳出節は「委託料」とすること。

(3) 審査委員会

① 審査委員会の設置

- ・管理経費等の審査項目ごとの配点について公募前に審査するとともに、申請者からの申請内容について審査し、最も適当な候補者を選定するため、指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を各部局ごとに設置すること。

② 審査委員会の構成

- ・審査委員会は、各部局長等を委員長とし、各部局主幹課長等及び共通外部委員等で構成すること。
- ・共通外部委員とは、外部の視点により、統一性を持って審査の透明性や公平性を確保するために、総務部で選任する外部の有識者委員をいうこと。
- ・各部局は、審査に専門的知識を要する場合など、必要に応じて共通外部委員とは別途に外部の有識者を委員として参画させることができること。

- ・ 共通外部委員及び各部局で選任する外部の有識者委員の総数は審査委員会構成員の半数以上とすること。
- ・ 審査委員会構成員の中に、申請団体等の役員等関係者がいる場合は、当該構成員を除外して公平性を確保したうえで会議を運営すること。

③ 審査委員会に係る情報の公開

- ・ 審査委員会の構成員の氏名については公表すること。
- ・ 審査委員会の開催予定については、「審議会等の公開に関する指針」（平成18年3月総務部長通知）に基づき公開すること。

(4) 募集前の準備

① 募集要項、仕様書等の作成

- ・ 公募する施設ごとに、募集要項を作成すること。ただし、同種又は類似の複数施設については、一の募集要項の作成によっても差し支えないこと。
- ・ 施設や管理内容等の詳細について、別葉の仕様書にまとめるなど分かりやすくなるよう工夫すること。

<募集要項等の内容例>

- 施設の名称、施設の規模、施設の業務内容、法令等の規定
- 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金など）、指定期間
- 指定管理者の業務の範囲（利用者の意見の把握、サービス向上等の検証、指定管理者と県との業務役割分担、維持管理・修繕に係る経費負担、ソフト事業（県が管理運営の一環として指定管理者に事業内容の企画提案を求めて実施させる企画事業及び指定管理者の自主的な提案に基づき実施する自主事業を含む）等に係る提案などを含む）
 - ※企画事業とは、県が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、施設設置条例や協定書等で指定管理者が行う業務として規定し、指定管理者に事業内容等の企画提案を求め、指定管理料や利用料金等を充当して実施させる事業をいう。
 - ※自主事業とは、施設の設置目的に沿い、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業をいう。
- 応募資格、応募窓口、応募方法、募集期間、申請書様式、事業計画書様式、添付書類、説明会の開催、管理経費の概算額と支払方法、選定基準、管理経費等の審査項目ごとの配点、申請書類の取扱い（著作権の帰属、書類の使用等）
- その他留意事項（申請費用の負担、施設の平等利用の確保、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護に関して講ずる措置、環境へ配慮した取組み、申請書への虚偽記載の場合の失格、指定取消しの要件、ネーミングライツの導入など）

- ・ 募集要項に記載する選定基準及び管理経費等の審査項目ごとの配点、募集時期及び指定期間等、選定に関することについては、公募前に（3）に定める審査委員会に諮ること。
- ・ 審査委員会は、施設の特性等に応じ、選定基準や管理経費等の審査項目ごとの配点、募集時期及び指定期間等が適切であるか審査及び評価し、必要な意見を提供すること。
- ・ 企画事業の実施に当たっては、仕様書等において、県が指定管理者に期待する事業の実施回数や事業イメージ等を明示すること。
- ・ 自主事業の実施に当たっては、事業計画書及び収支計画書により、当該自主事業が施設の設置目的に沿うものであり、かつ、仕様書等で示す指定管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者の責任と費用により実施されるものであることを確認する旨を明示すること。
- ・ 維持管理・修繕に係る経費負担について、指定管理期間中に疑義が生じないように募集要項や仕様書において経費の負担区分、上限額等を明確に記載すること。

- ・申請書類の取扱いとして、著作権の帰属や申請書類の公表等の使用などについて明確に記載すること。
- ・「施設の平等利用の確保」については、施設の管理運営に当たって、高齢者や障がい者等、全ての利用者が平等に施設を利用できるように配慮するよう求めること。
- ・指定期間中にネーミングライツの導入可能性がある施設においては、導入された場合の対応（ホームページやパンフレットの変更、看板改修等）や経費負担（指定管理者の負担増は生じない等）などについて明確に記載すること。

② 指定期間

- ・指定期間は、施設の種類や特性に応じて設定すること。この場合、安定的な管理の確保を図りつつ、また長期間の固定的な管理を避ける趣旨から、3～5年程度を目安とすること。
- ・指定管理者制度導入の目的である住民サービスの向上と行政コストの削減を一層進めるとともに、民間事業者等の参加を促進するため、各部局で、類似の施設の指定期間が可能な限り重複することのないように留意すること。

③ 応募資格

- ・申請者は、個人ではなく法人又は団体であること。
- ・社会的責任要件として、次の条件を応募資格に設定すること。

<社会的責任要件>

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- 山形県から指名停止措置を受けていないこと
- 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと
- 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと
- 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること

・当該施設の管理運営に最も適した候補者を選定するため、住民サービスの一層の向上、行政経費の節減、更に、施設の特性に応じて、地域の活性化や雇用の確保等の観点を含めて総合的に評価するとの考えを前提にした上で、次に掲げる点から、原則として、応募資格に「県内に主たる事務所を有する団体」等の地域に関する条件を付すこと。なお、管理運営に高い専門性やノウハウを要すること等から、県内法人・団体からの応募が必ずしも期待できない場合や、県内に限定せず、より幅広い法人・団体からの応募を求める必要がある場合は、当該地域に関する条件を付さないことができるものとする。

- ・地域の実情把握による円滑な管理運営を図る観点
- ・緊急時における対応の迅速化を図る観点
- ・地域の活性化及び雇用の確保等を図る観点

- ・申請から指定の議決までの間に、法人又は団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、速やかに、その旨を知事等に届け出るよう求めること。
- ・当該施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が協定違反の事実を知ったときから、その後初めて募集する本県施設への応募を認めないこと。

<重大な協定違反の例>

- 県に帰属する個人情報の紛失、流失
- 県に納付すべき金員の相当期間の未納
- 業務の引継ぎの放棄 など

- ・指定管理者に応募した法人又は団体の代表者等が暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者、又は暴力団員等をその業務に従事させ、もしくはその業務の補助者として使用するおそれがある者に該当しないことの確認については、警察本部と連携を密にして、必要な情報交換、情報提供を行うなどすること。(参考様式1 別紙)

④ 事業計画書

- ・事業計画書の様式は、施設の種類や特性に応じて内容を設計すること。
- ・指定期間を複数年度とする場合は、当該複数年度分の事業計画を作成の上、申請させること。
- ・開館時間、休館日等の管理条件や施設の運営方法等については、利用者の利便性向上や効率的な管理運営の実現に向けて、申請者が持つノウハウを活かした提案がなされるよう努めること。

<事業計画書の内容例>

- 施設の管理に関する基本的考え方
- 管理の条件、運営方法等に係る提案
- 企画事業の実施方針、事業内容等
- 自主事業の実施方針、事業内容等
- 管理組織体制
- 施設の管理に従事する者の雇用に関する考え方
- 年間の事業計画、スケジュール（複数年度指定する場合は、当該複数年度分の事業計画）
- 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関して講ずる措置
- その他

⑤ 添付書類

- ・添付書類は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（以下「通則条例施行規則」という。）第2条第2項第1～4号に規定するもののほか、第5号の「知事等が必要と認める書類」として、施設の種類や特性に応じて適宜定めること。
- ・指定管理者制度の活用による雇用の見込み等を把握する趣旨から、従業員数、指定管理業務従事予定者数、新たに雇用する人数及び雇用する地域を記載した資料を求めること。
- ・収支計画書は、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を分けて作成させること。
- ・収支計画の適確性及び事業計画の実現可能性を判断する趣旨から、積算根拠が分かる資料を求めること。(参考様式2 別紙)
- ・労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされているかを確認できる資料（労働法令の違反状況、監督官庁からの指導状況、最低賃金の遵守状況、社会保険への加入状況など）を求めること。

- ・応募する法人又は団体の財務状況や経営基盤を適確に把握する趣旨から、必要に応じて、その内容を補完する資料を求めること。

⑥ 管理経費の概算額

- ・募集要項に管理経費の上限額等を示す場合は、当該管理経費の上限額と、指定期間の各年度に支出する予定の管理経費（消費税及び地方消費税を含む。）の概算額を示すこと。合わせて、上限額を超えた申請は受理しないことを明記すること。なお、実際に支払われる管理経費は、当該概算額ではなく、毎年度の予算編成において確定するものであることを応募者に伝えること。

⑦ 選定基準

- ・山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「通則条例」という。）第3条に規定する基準を踏まえ、施設の種類や特性に応じて施設ごとに具体的な選定基準を設定すること。
- ・募集要項の公表時に選定基準ごとの配点について明確に記載すること。
- ・提案額そのものに関する項目の配点については、新規導入施設の場合は、満点の2割から3割の範囲内、継続施設の場合は、満点の1割から2割の範囲内で、施設ごとに定めるものとする。
- ・また、不当廉価防止の観点から、上限額の2割削減を配点の満点（2割超の削減をしても2割削減と同得点とする。）とし、提案額に応じて点数化すること。
- ・継続施設に係る提案額については、次に掲げるとおり点数化することができること。
 - ・上限額と同額の場合
配点の3割から4割程度を得点とする。
 - ・上限額より削減した場合
配点の5割から6割程度を一律に得点とし、残りの4割から5割程度については、提案額に応じて点数化する。

＜継続施設に係る提案額の評価方法のイメージ＞

■設定例1

配点		10	15	20
上限額と同額の場合（配点の4割）		4	6	8
上限額より削減した場合（配点の6割）		6	9	12
加点後	5%以上10%未満	7	10.5	14
	10%以上15%未満	8	12	16
	15%以上20%未満	9	13.5	18
	20%以上	10	15	20

※申請者が複数の場合、提案額に差があるものの配点と同じ場合は、審査委員会の合議のもと点数に差を設けることができるものとする。

■設定例2

申請者が複数の場合、提案額が最も低い者の得点は、設定例1により点数化し、その他の者の得点は、以下の計算式により、提案額が最も低い者の得点との比較により点数化する。

＜計算式＞

その他の者の得点＝提案額が最も低い者の点数×最低提案額／当該者提案額

<選定基準標準例>※標準例を参考に、各部局において、施設の特性を踏まえて作成すること。

選定基準	審査項目	審査のポイント	確認書類	配点等		
基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・申請者の経営モラルは適切か。 	事業計画書 (運営方針)	満たしていないければ「失格」		
	収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。 ・業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む サービス提供・管理 運営状況に係る検 証等結果【検証シ ート】			
	施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致しているか。 	事業計画書			
	労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。 	労働法令違反状況、 最低賃金の遵守状 況等			
施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 ・事業内容に偏りが無いのか。 	事業計画書 (運営方針) (事業内容)	5	5	5
事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">※上限額の2割削減を配点の満点とする</div>	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む	10	20	30
	サービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ・自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む	30	30	30
	施設の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組みは十分か。 	事業計画書 ※維持管理の内容 (回数、箇所等)	7	6	5
	利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。 ・具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。 	事業計画書	6	5	4
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等。 ・地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。 	事業計画書	6	5	4
	事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有する	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。 	事業計画書 (組織図) (実施体制) (雇用計画) (研修計画) 資格証明書 共同体協定書	9	7
財務状況及び経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。 	会社概要、定款、登 記事項証明書、財 務諸表	9	7	5	
その他	利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。 	事業計画書 (相談体制)	5	4	3
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策及び緊急時の対策は妥当か。 	事業計画書 (リスク管理) (緊急時体制)	5	4	3
	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。 	取組方針等	5	4	3
	地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。 	事業計画書	3	3	3

- ・地域の実情把握による円滑な管理運営を図る観点、緊急時における対応の迅速化を図る観点、又は地域の活性化及び雇用の確保等を図る観点から、選定基準において「県内に主たる事務所を有する団体」等を有利に評価することが可能であること。

(5) 公募の方法

① 公募する施設の単位

- ・公募の単位は、公の施設の設置等について規定する条例（以下「公の施設の設置条例」という。）に定める施設ごとに行うことを原則とすること。
- ・隣接する複数の施設を一体的に管理する必要があるなど合理的な理由がある場合は、当該複数の施設について一括して公募し、同一人を指定管理者として指定することができるものとする。
- ・公の施設の設置条例上は一の施設であるが、当該施設を構成するいくつかの施設を分離して管理することに合理的な理由がある場合は、これらを分離して公募し、それぞれ指定管理者を指定することができるものとする。

② 広報手段

- ・公募に当たっては、公告、ホームページ、広報紙など広報手段を幅広く活用すること。

③ 募集時期及び期間等

- ・募集時期については、申請者が複数の施設について応募することができるよう各部局において前期公募と後期公募に分けて実施するなど、類似の施設の募集が一時期に集中しないように設定すること。
- ・募集期間とは、募集要項の配布開始日から公募の締切日までの期間をいうものとし、申請者が適切な準備ができるよう、概ね6週間、少なくとも1ヶ月は確保すること。
- ・募集期間内に応募者がいない場合は、募集期間を延長したり応募条件を変更して再公募の手続きを採るなど、応募者の確保に努めること。

④ 施設概要の説明等

- ・公募に当たり、現地説明会等を実施するなど、施設の概要や業務の内容について十分な説明を行うよう努めるとともに、質問事項を受け付けるための期間を設け、質問に対する回答を公表するなどして、応募予定者による適切な事業計画書の作成及び提案内容の向上に資すること。

⑤ 公募の例外

- ・次に掲げる場合など、公募により候補者を募集することが不可能又は著しく困難である場合は、公募によらず、当該施設を管理できる能力を持つ法人等を一つ選定し、これを指定管理者の候補者として定めることができること。ただし、事前に行政改革課と協議の上、知事の了解を得ること。

<公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができる場合>

- 公募手続きによる応募者がなかったとき（応募の条件を変更しない場合に限る。）
- 候補者選定の結果、適当な候補者がなかったとき（応募の条件を変更しない場合に限る。）
- PFI法による施設整備を行い、一定期間施設の管理運営を行う者が既に決まっているとき
- 隣接する市町村有施設との一体的管理の必要性が認められ、当該市町村を指定することが適当であるとき
- 指定管理者が、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消され、次の指定管理者を選定するに当たり、公募する暇がないとき

<公募によらず指定管理者の候補者を選定する場合の手続き>

- 県から管理経費の支出を予定している場合は、選定の時点で予算上の手続きを経しておく必要があることから、指定期間の単年度又は複数年度にかかわらず、債務負担行為の設定を行うこと。
- 当該施設を管理できる能力を持つ法人等の一つを選び、当該法人等と十分協議の上、指定管理者の候補者となることについて理解を求めること。
- 当該法人等から申請書、事業計画書等の必要な書類を徴収し、これを審査委員会の審査に付した上で、指定管理者の候補者として選定すること。
- 当該候補者を選定した理由は公表すること。
- 指定の取消しを原因として公募によらず候補者を選定した場合、候補者選定後は、知事の専決処分による指定管理者の指定又は直近の議会における指定の議決後、すみやかに指定の告示及び協定の締結を行い、管理を開始させること。

(6) 候補者の選定

① 審査委員会による審査等

- ・ 審査委員会は、選定基準に基づき、申請者及びその事業計画書の内容等を審査及び評価し、部局長が候補者とすべき者を選定するに当たり必要な意見を提供すること。
- ・ 予め各委員に対して、対象施設の設置目的、機能、利用状況及び現場の状況並びに指定管理者制度の導入により期待される効果等について、十分な説明を行うこと。
- ・ 最も適した候補者を選定するため、選定基準に基づく各申請者の得点を参考のうえ、住民サービスの向上、行政経費の節減、更に、施設の特性に応じて、地域の活性化や雇用の確保、管理運営の安定性等、より良い地域社会を形成する観点を含めて総合的に審査及び評価すること。
この場合、審査委員会の合議により、必要に応じて選定基準に基づく申請者の再評価を行うこと。

② 候補者の選定

- ・ 部局長は、審査委員会の審査結果を尊重しながら候補者とすべき者を選定し、あらかじめ行政改革課長を経由して総務部長に合議の上、知事の決裁を得て候補者とする。 (候補者の決定は、指定の議決に係る議案を決定することに等しいため、知事の専権事項である。)

③ 候補者選定結果の連絡

- ・ 候補者を選定した時点で、各申請者に選定結果を連絡すること。なお、正式な指定の通知、不指定の通知は議会の議決後に行うものであること。

(7) 議会の議決

① 議決の時期

- ・ 新たに指定管理者となる者に対して円滑に事務を引き継ぐことができるよう、議決時期と管理の開始時期との期間を十分に確保すること。

② 債務負担行為の設定

- ・ 県から管理経費の支出を予定している場合は、公募の有無にかかわらず、事前に予算上の手続きを経しておく必要があることから、少なくとも指定の議決を得る直前の議会において、指定する施設毎に当該予算に係る債務負担行為の

設定議案について議決を得ること。ただし、指定管理者である法人等の法人格の変更等により再度指定する場合は、当該指定までに債務負担行為の設定議案について議決を得ること。

③ 指定議案

- ・議案の内容は、公の施設の名称、指定をしようとする団体及び指定の期間となること。

④ 議会での審議

- ・議会での審議は、所管の常任委員会に付託されて行われることになること。この場合、指定管理者の候補者たる法人又は団体の名称と概要、選定理由等を資料にまとめ、円滑な審議に資するよう配慮すること。(参考様式3 別紙)

⑤ 議決後の通知等

- ・議決後は、指定管理者の指定について公示するほか、指定者にその旨を指令書により通知すること。また、不指定者にその旨を通知すること。
- ・不指定の通知には「不指定の理由」を記載すること。

(8) 協定の締結

① 指定管理者（候補者）との協議

- ・申請時に提出した事業計画書の内容を踏まえ、施設の管理や事業に関する細目的な事項や管理経費等を指定管理者と協議し、協定を締結すること。

② 協定の内容

- ・原則として指定期間全体に関する協定（以下「包括協定」という。）と単年度ごとの詳細を定める協定（以下「年度協定」という。）の二段階に分けて締結すること。
- ・協定の内容は、主に次のような事項になるが、施設の種類や特性に応じて必要な事項を盛り込むこと。

<協定の内容例>

(包括協定)

- 指定期間に関する事項
- 事業計画に関する事項
- 管理の基準（開館時間、休館日等）、利用料金の設定・減免、行為制限に関する事項
- 業務の内容及び範囲（使用料の徴収を含む。）に関する事項
- 物品等の帰属に関する事項
- 事業報告（添付書類を含む。）に関する事項
- アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
- サービスの提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
- 県が支払うべき管理経費及び支払方法に関する事項
- 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項
- 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
- 安全管理、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む。）、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項
- 管理運営上重大な支障が生じた場合又はそのおそれが生じた場合の指定管理者からの報告（県の求めによる資料等の提出を含む。）に関する事項
- 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関する事項
- 事業の引継ぎに関する事項
- 環境へ配慮した取組みに関する事項
- 労働法令の遵守及び雇用・労働条件への配慮に関する事項
- その他

(年度協定)

- 当該年度の事業の実施に関する事項
 - 当該年度における県が支払うべき管理経費及び支払方法に関する事項
 - 当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項
- ・「事業計画」「管理の基準」「業務の内容及び範囲」(以下「事業内容」という。）、「県が支払うべき管理経費」等に関する事項では、
 - ア 指定期間において基本となる事業内容及び管理経費の総額について、指定管理者の提案内容を踏まえ県と指定管理者の両者で確認したうえで明記すること。
 - イ 包括協定の内容を基本に、年度毎に実施する事業内容及び管理経費の額等を、両者で確認したうえで年度当初の年度協定で締結する旨を明記すること。
 - ・「業務の内容及び範囲」に関する事項では、指定管理者がその業務の一部を委託契約又は請負契約により第三者に委ねることはできるが、業務の全部を第三者に委ねることはできないことを明記すること。
 - ・「物品等の帰属に関する事項」では、指定管理者が購入した物品等の帰属先を明記すること。
 - ・「利用者の意見や要望の把握」に関する事項では、単に意見箱の設置ということだけでなく、アンケートの周知方法、実施時期・回数、調査項目などを工夫することにより、今後のサービス向上に繋がるようなアンケートの実施に努めるよう定めること。
 - ・「安全管理、リスク管理、責任分担等」に関する事項では、天災（地震、津波、豪雨等）や人災（戦争、テロ行為、暴動等）等の大規模災害発生時に施設が避難所や義援物資集積配分拠点等の本来の用途とは異なる利用が見込まれる施設においては、災害発生時における対応方針、指定管理者と施設管理者との役割分担、費用負担の方針やその協議方法（協議開始時期や手続、協議対象事項等）等について、施設の種類や特性に応じて必要な事項をあらかじめ定めておくこと。
 - ・「損害賠償等」に関する事項では、「損害賠償責任保険等の加入に関する事項」等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
 - ・「情報公開」に関する事項では、指定管理者が行政事務を代行するという性質に鑑み、施設の管理業務に関して保有する文書の情報公開に努めるよう定めること。
 - ・「事業の引継ぎ」に関する事項では、業務の引継ぎ方法について、関係書類や備品等の扱いなどの具体的事項を盛り込むこと。また、指定管理者が指定期間以前に指定管理業務の準備を行う必要がある場合は、県と協議し、事前準備を行うことができることを盛り込むこと。
 - ・「環境へ配慮した取組み」に関する事項では、やまがたE C Oマネジメントシステムに基づく県の取組みと同等の取組みに努めるよう定めること。なお、温室効果ガスの削減等、環境負荷の低減に向けた取組みに当たっては、平成28年4月1日から施行される山形県環境保全率先実行計画（第4期）の内容に留意すること。
 - ・「労働法令の遵守及び雇用・労働条件への配慮」に関する事項では、指定管理者の責務として適切な配慮がなされるよう明記すること。

- ・「当該年度における県が支払うべき管理経費」に関する事項では、管理経費の額は、事業計画の変更や経費の積算の見直しがない限り変更はないこと。また包括協定で示されていない臨時的な業務には、それに見合った経費を別途措置すること。
- ・協定書は指定管理者制度による協定であることが分かるように記載すること。なお、包括協定及び年度協定に、収入印紙の貼付は不要であること。

③ 協定締結の時期

- ・包括協定については、指定管理者と内容の協議が整いしだい、速やかに締結すること。

年度協定については、管理経費の支出がある場合、財務規則に基づき、会計管理者又は総合支庁の出納室長及び総務部長（本庁に限る。）に合議の上、4月1日付けで締結すること。

④ 行政手続条例との関係

- ・指定管理者は山形県行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれると解されるため、指定管理者が行う業務の範囲に一定の行政処分（施設の使用許可、許可の取消しなど）が含まれる場合は、行政手続条例の規定（主に第2章「申請に対する処分」及び第3章「不利益処分」に関する規定）の適用を受けることについて、協定事項に含まないとしても、指定管理者に対して十分に説明すること。

2 協定締結後に関する手続き

(1) 事業報告書の提出等

① 事業報告書の内容

- ・事業報告書の内容については、通則条例施行規則第4条第1～3号に規定するもののほか、第4号の「知事等が必要と認める事項」として、施設の種類や特性に応じて必要な事項を協定に適宜定めること。

② 事業報告書の確認

- ・事業報告書については、補助事業等の実績確認に準じ（平成22年3月30日付け財第314号総務部長通知を参照）、現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うこと。

③ 指定管理者である法人等の財務諸表等の確認

- ・指定管理者として引き続き安定的な業務執行能力を有することを確認するため、施設の管理業務以外の業務を含めた事業者全体としての経営状況を示す財務諸表について、毎事業年度、法人等の決算がまとまりしだい提出を求めるとともに、必要に応じて、納税証明書等の提出を定めること。

(2) サービス提供・管理運営状況に係る検証等

① サービス提供・管理運営状況に係る検証等（参考様式4-1、4-2 別紙）

- ・より良いサービスの提供等に向けて、利用者の意見を踏まえ、サービスの提供や管理運営状況について、指定管理者と施設所管課がそれぞれの立場で分析・検証を行うこと。
- ・検証に当たっては、施設に設置している第三者を含む運営協議会等や公募時の審査委員会を活用する等、施設の規模や状況に応じた方法により、外部視点

の導入にも努めること。

- ・施設所管課は、指定管理者の検証報告を分析・検証するとともに、自らの分析・検証結果を踏まえ、必要に応じて適切な指示を行うこと。また、その結果について行政改革課に報告すること。

(3) 意見交換及び連絡調整等

① 定期的な意見交換

- ・サービスの向上や適切な管理運営を図るため、現場状況を踏まえながら、四半期に1回以上、定期的な意見交換や情報交換を行い、特に、施設及び設備の管理状況や事業計画の履行状況について、必要に応じて、適切な指示を行うこと。
- ・翌年度の事業計画（管理経費の額を含む）に関して適切な時期に意見交換を行うこと。

② 問題が生じた際の連絡調整

- ・大規模修繕工事の実施など施設運営に大きな影響を与える場合や協定に盛り込まれていない問題等が生じた際の連絡調整手法について事前に決めておくこと。

(4) 所管部局による情報公開等

① 申請書の公表等

- ・指定管理者決定後、指定管理者となった者から提出のあった申請書（事業計画書及び添付書類を含む。以下同じ。）については、山形県個人情報保護条例の諸規定を遵守の上、原則としてその全部を情報公開窓口（県庁の行政情報センター及び総合支庁に置かれる総合案内窓口をいう。以下同じ。）で公表すること。また、指定管理者とならなかった者から提出のあった申請書についても、その全部を公表することができること。

② 候補者の選定に関する情報等の公表

- ・「審議会等の公開に関する指針」（平成18年3月総務部長通知）に基づき、審査委員会が公開される場合は、審査委員会の記録等について作成し、県のホームページで公開すること。また、非公開の場合でも、会議録又は会議概要等を作成し、できる限り県のホームページで公開するよう努めること。
- ・候補者選定手続きの透明性を確保するため、候補者を決定した場合は、速やかに、審査の方法、選定基準、管理経費等の審査項目ごとの配点、候補者の名称・所在地（主たる事務所の所在地が県外である場合で、県内に事務所等活動の拠点がある場合はその所在地を含む。）並びに候補者選定の結果及び理由（採点結果（細目まで）を含む。）について、県ホームページ及び情報公開窓口で公表すること。この場合、申請者並びに県民から納得を得られるよう、候補者の選定理由（候補者の優位性や評価された点）等についてわかりやすく公表すること。

なお、公表内容については、予め行政改革課と調整すること。

- ・公募によらず候補者を選定した場合でも、その理由を明らかにし、公表すること。

③ 事業報告書及び財務諸表の公表

- ・指定管理者から、毎年度、県に提出された事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表すること。

④ 管理運営状況等に係る検証結果の公表

- ・管理運営状況等に係る検証結果は、施設毎に県ホームページ及び情報公開窓口で公表すること。

⑤ 指定管理者が行う情報公開に係る指導

- ・指定管理者が行う情報公開に係る指導については、「公の施設の指定管理者の情報公開指導要綱」（平成17年12月総務部長通知）によること

⑥ その他

- ・①から⑤までの情報公開等に関する取扱いについては、公募の際の募集要項等において明示すること。また、①から⑤までのうち、公表するものは全て、その写しを行政改革課あて回付すること。

(5) その他の注意事項

① 指定管理者の取消し

- ・法第244条の2第11項に規定する指定管理者の指定の取消し又は業務の停止に該当する具体的事例としては、次のような場合が考えられること。

<指定の取消し等に該当する事例>

- 管理の業務や経理の状況に関する知事等の指示に従わないとき
- 通則条例第3条に規定する選定基準及び施設ごとに設定した選定基準を満たさなくなったとき
- 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認めるとき（法人等の解散、不適切な施設運営、施設運営収支の著しい悪化、法人等の財務状況の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員刑事訴追、指定の取消しの申し出があった場合など）

- ・取消しを行った場合の管理経費の取扱い及び損害が発生した場合の取扱いについて定めておくこと。
- ・指定管理者の指定の取消し又は業務の停止など不利益処分を行う場合は、山形県行政手続条例など関係規程に則って行うこと。
- ・指定の取消し又は業務の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示すること。また、指定の取消しを行う場合は、速やかに新しい指定管理者を指定する手続きをとること。なお、県民サービスの低下を招かないよう、新しい指定管理者による管理運営が行われるまでの間は、直営による施設の管理運営を行うこと。

② 指定期間中における調査

- ・指定期間中において、指定管理者が、事業計画書又は協定書に従って適切な施設管理を行っているか、施設のサービス水準が適切に保たれているか等について、法第244条の2第10項に基づき、定期的又は随時に調査を行い、必要に応じて適切な指示を行うこと。

③ 事業の引継ぎ

- ・指定管理者が交代し、現指定管理者から新しい指定管理者に事業の引継ぎを行う場合は、当該引き継ぎに県職員が立ち会うこと。
- ・指定管理者が指定期間以前に指定管理業務の準備を行う必要がある場合は、包括協定に定めるところにより、事前準備を行うことができること。

④ 指定後における法人等（市町村を除く）の合併等

- ・指定管理者である法人等（以下「変更前法人」という。）が、指定期間中に合併

等による法人格の変更や団体を構成する要素の重要な変更を行う場合であっても、審査委員会による審査において選定基準を満たすと認められる場合は、当該変更を行った後の法人等（以下「変更後法人」という。）を指定管理者に再度指定することができること。なお、再度指定の手続きを行うにあたっては、変更前法人の指定の取消しを行うこと。また、再度指定する場合の指定期間については、変更前法人の残りの指定期間とすること。

- ・変更後法人を指定管理者に再度指定することが適当でない場合には、速やかに新しい指定管理者を指定する手続きをすること。

⑤ 指定後における市町村の合併

- ・市町村が指定管理者である場合、指定期間中に当該市町村の合併が行われたときは、旧市町村の事務は新市町村に継承される（地方自治法施行令第5条）ことから、改めて指定管理者の指定の手続きを必要としないこと。なお、通則条例施行規則第3条の規定により変更届出書の提出を受け、速やかに公示すること。

⑥ 不正行為の防止

- ・公募するにあたっては、特定の者に便宜を図ったと疑われることのないよう十分に配慮するとともに、必要な情報提供は公平に行うよう努めること。
- ・不正行為が発覚した場合は、必要に応じて再公募を行うなど適正な対応を行うこと。

3 指定管理者の公募から指定までの標準的スケジュール

このスケジュールは、4月から指定管理者制度を導入する予定の施設について公募を実施する際の、前期と後期の日程を示したものである。

日 程	前期公募	後期公募
(導入前年)		
2月	2月定例県議会<債務負担行為の設定>	
3月		
4月	公募の準備 (募集要項の作成) 審査委員会の開催 (募集要項、選定基準、管理経費等審査項目ごとの配点の審査等)	
5月		
6月	公募期間 (前期) (広報、現地説明会、質問受付など)	
7月		
8月	審査委員会の開催 (申請者の審査) 候補者の決定 (選定結果公表、議案の作成など)	公募期間 (後期) (広報、現地説明会、質問受付など)
9月	9月定例県議会 <指定の議決> ⇒ 指定管理者の公示	
10月	指定管理者との協議開始	審査委員会の開催 (申請者の審査) 候補者の決定 (選定結果公表、議案の作成など)
11月		当初予算編成
12月		12月定例県議会 <指定の議決> ⇒ 指定管理者の公示
(導入年)		指定管理者との協議開始
1月	協定の締結 (包括協定) ※協議整い次第速やかに締結 業務打合せ、事務引継ぎ	
2月		
3月	協定の締結 (年度協定) ※4月1日付け	
4月	指定管理者による管理の開始	

【参考様式 1】

番 号
年 月 日

警察本部刑事部組織犯罪対策課長 殿

公の施設の所管課（室）長

指定管理者応募等資格照会書

山形県の公の施設の管理運営から暴力団排除を徹底するための連絡協力体制に関する合意書の1の(1)に基づき、下記のとおり照会します。

記

照会する 指定管理者 応募等法人等	商号又は名称			
	所在地			
	代表者職氏名	職名	フリガナ	氏名
		性別	生年月日	
	その他役員等 職氏名	職名	フリガナ	氏名
		性別	生年月日	
		職名	フリガナ	氏名
		性別	生年月日	
		職名	フリガナ	氏名
		性別	生年月日	
職名		フリガナ	氏名	
性別		生年月日		
照会事項	<p>上記代表者その他役員等が、次のいずれかに該当するか否か。</p> <p>① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>② 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者</p>			
備考				

【参考様式2】収支計画書例（施設の実態を踏まえて適宜作成のこと。）

収支計画書（積算内訳）

収 入

(単位：千円)					
区 分	(参考) 前年度実績	内 訳	●年度	●年度	●年度
指定管理料					
利用料収入					
その他					
収入計					

支 出

(単位：千円)					
区 分	(参考) 前年度実績	内 訳	●年度	●年度	●年度
人件費（詳細は別紙）					
人件費					
小 計					
運営費					
光熱水費					
燃料費					
通信費					
旅費・交通費					
修繕費					
消耗品費					
備品費					
賃借料					
保険料					
委託料					
広報費					
事務用品費					
会議費					
租税公課					
消費税					
小 計					
支出計					

- ※1 人件費(給与、各種手当、法定福利費、アルバイト賃金等)については、施設の実態に応じて、内訳を別紙で作成してください。
- ※2 過去の実績を参考に、施設の状態も確認いただき、記載してください。なお、募集要項「県と指定管理者のリスク分担」リスク分担表に記載のとおり、原則として●万円未満の修繕は、指定管理者が負担することとしていますので、ご注意ください。
- ※3 業務の一部を委託する場合は、別紙で業務予定委託一覧表(任意様式)を作成してください。
- ※4 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

「人件費」内訳書 (例)				
(1) 職員数内訳	(常勤職員 名、非常勤職員等(アルバイト等) 名)			
(2) 給与	計	千円		
ア 常勤職員	小計	千円		
給与	単価(月額) × ○名 ×	か月 =	千円	
ボーナス等	年額	千円		
イ 非常勤職員等(アルバイト等)	小計	千円		
非常勤職員等	単価(月額) × ○名 ×	か月 =	千円	
ボーナス等	年額	千円		
(3) 法定福利費	計	千円		
ア 常勤職員	小計	千円		
イ 非常勤職員	小計	千円		
(4) 各種手当等	計	千円		
ア 常勤職員	小計	千円		
イ 非常勤職員	小計	千円		
(5) その他	計	千円		

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

【参考様式3】

※適宜、各部の体裁に合わせてください。

実際の様式については、指定議案提案議会前に改めてお示しします。

資 料
議第●●号～議第●●号

平成●●年●●月●●日
● ● 部

●●部所管の公の施設に係る指定管理者の指定について

1 公の施設に係る指定管理者制度の導入

- 目的 民間事業者を含む幅広い団体等の能力を活用しながら、多様化する住民ニーズに応え、施設の効果的・効率的運営を目指す。
- 効果 ①「住民サービスの一層の向上」、②「行政経費の節減」に加え、③「地域の活性化や雇用の確保等」に繋がる。
- 本県の現況 平成18年4月から導入。平成●●年4月1日現在、公の施設●●●施設のうち、●●●施設において指定管理者制度導入。

2 指定管理者の候補者選定の手続き

(1) 指定管理者については、公募を原則とし、各部局で定めた募集要項等に基づき募集

- ・民間事業者等が参入しやすいよう、類似する施設の公募時期を前期・後期に分けて実施（募集期間は概ね6週間を確保）
- ・県ホームページ、県公報等を活用して広報 ・公募にあたっては現地説明会を開催 ・現指定管理者の申請書、事業報告書、財務諸表等を情報公開

(2) 指定管理者審査委員会の審査を経て、候補者を選定

①●●部指定管理者審査委員会の設置

○委員長：●●部長 ○委員：弁護士、公認会計士、大学教授等及び●●●、●●● 計6名

※ 統一的な視点で審査の透明性や公平性の確保を図るため、総務部において共通外部委員（弁護士、公認会計士及び大学教授等）を選任

②審査委員会の業務

○募集要項の事前審査（選定基準、審査項目ごとの配点等） ○各申請者からの申請内容等を審査・評価し、候補者とすべき者を選定するにあたり必要な意見を提供

※選定基準（山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例）

- ・公の施設の平等利用の確保
- ・公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成
- ・提出した事業計画書に沿った施設管理の適正かつ確実な実施能力

3 指定管理者の候補者選定の概要

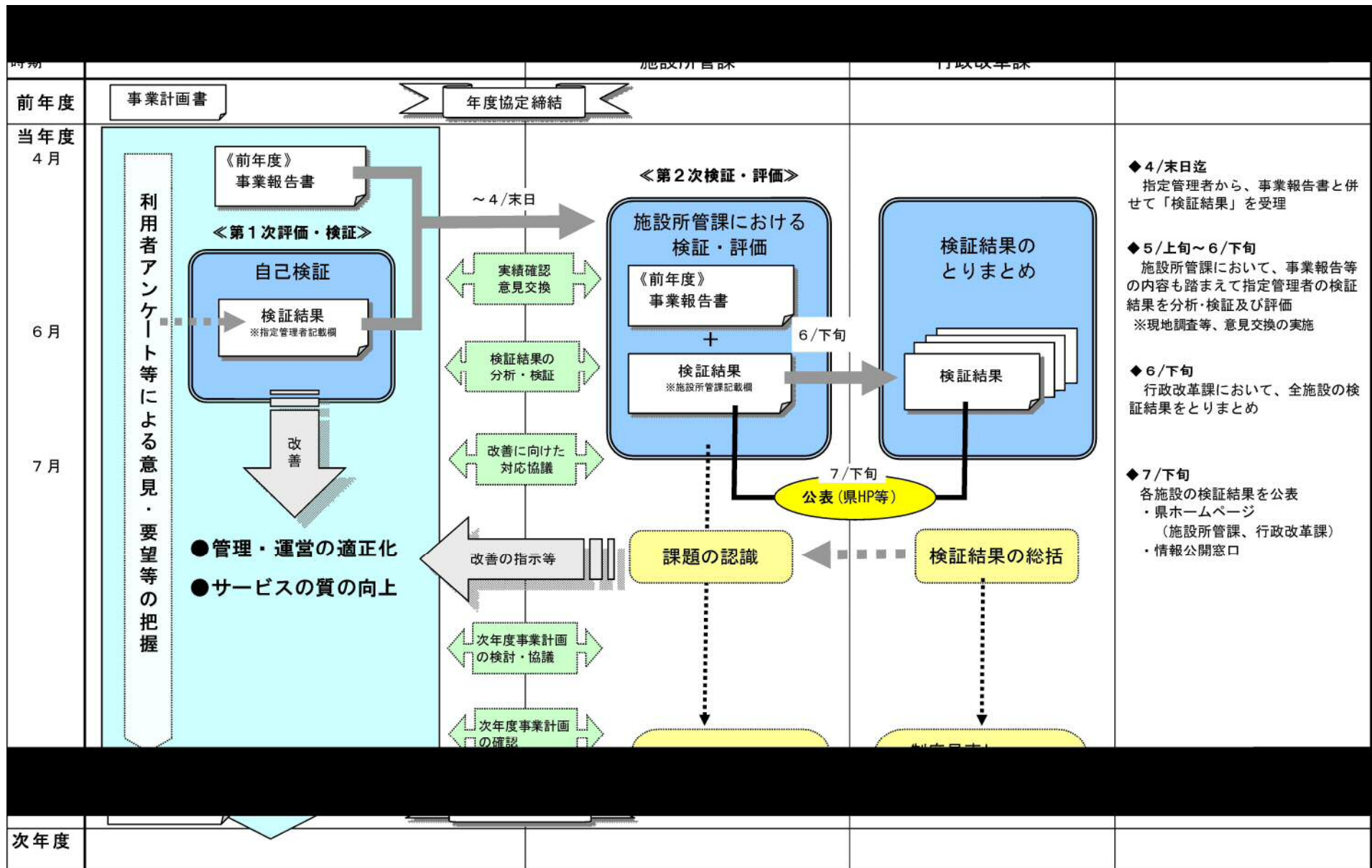
議案	公の施設の名称 (所在地)	指定をしようとする団体 (所在地)	指定の期間	指定管理者の選定理由等		申請団体数	現地説明会参加団体数 ※問合せ含む	(参考)現在の指定管理者	
				サービスの拡大・充実、地域活性化等について評価が高かった点	提案額 (千円) ※単年度平均			団体名 (所在地)	平成●●年度から平成●●年度の指定管理料(千円) ※単年度平均
議第●●●号	山形県●●(●●市●●)	特定非営利活動法人●●●(●●市●●)	平成●●年4月1日から平成●●年3月31日まで	「効果」に挙げられている「①住民サービスの一層の向上」、「③地域の活性化や雇用の確保等」の点から、評価が高かった(評価された)ポイントを簡潔に記載してください。				財団法人 ●●● (●●市●●)	
議第●●●号	山形県●●(●●市●●)	公益財団法人●●●(●●市●●)	平成●●年4月1日から平成●●年3月31日まで					株式会社 ●●● (●●市●●)	

(注1) 表中「提案額」欄は、候補者から提案された平成●●年度から平成●●年度の指定管理料の単年度平均額

(注2) 表中「(参考)現在の指定管理者」の「平成●●年度から平成●●年度の指定管理料」は、●●年度から●●年度の指定管理料合計額(実績額)を期間(●年間)で除した額

【参考様式4-1】

サービス提供・管理運営状況に係る検証等スキーム



【参考様式4-2】

サービス提供・管理運営状況に係る検証等結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称		指定管理者	
所在地		県担当課	
指定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
検証期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	(電話番号)	(- -)

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運営業務の履行状況			
① 管理・運営業務の履行状況		評価	《評価の理由》
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)		《課題等の原因分析》	
課題、問題点への今後の対応			
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況		評価	《評価の理由》
意見・要望等への今後の対応			
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上		評価	《評価の理由》
② 経費の節減		評価	《評価の理由》
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)		評価	《評価の理由》
総合的な評価			

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B : 概ね適正に実施されている。
- C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注1) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。

注2) 県(施設所管課)による評価・検証については、具体的な事例や数値により、評価した点をわかりやすく記載すること。